

第450回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 5 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年6月29日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時25分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 任	酒 井 亮
副事務局長	内 田 和 則	主 任	山 本 和 慶
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年6月29日第450回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 西 川 利 雄

委 員 小 野 澤 実

委 員 若 海 玄 平

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書5月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計3件、3筆、1,805㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計18件、29筆、7,513.63㎡である。農地改良届については、合計4件、4筆、2,580㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計4件、15筆、6,314㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計1件、4筆、3,235㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計9件、56筆、37,007.94㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数19件、総筆数32筆、総面積24,710㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から19番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号18番について報告する。6月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在42歳で、農業従事日数は280日、約402アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター3台、耕耘機2台、軽トラック3台を所有しており十分対応できる設備である。申請地は現在適切に管理されている。今後の作付けはほうれん草等露地野菜の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないを考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から19番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 1 件、総筆数 14 筆、総面積 7,031 m² について意見照会があった。先ほど第 1 号議案、整理番号 10 番から 17 番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地である。第 2 号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画案についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画案については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 2 号について原案どおり決定する。

議案第 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数3件、筆数3筆、面積2,572㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。6月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申請事由は経営規模拡大のための所有権移転である。譲受人は、現在53歳で、世帯の合計農業従事日数は440日、約381アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター3台、コンバイン1台、耕耘機2台、乾燥機1台、籾摺機1台を所有しており十分対応できる設備である。申請地は現在適切に管理されている。今後の作付けは柿の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について

原案どおり許可することに決定する。

議案第 4 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 4 号議案は、件数 1 件、筆数 1 筆、面積
4 7 8 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、
整理番号 1 番については、それぞれ立地基準と一般基準とし
て許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 6 項各号に
該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意
見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番について農地
転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 4
条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当と
することで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 4 号について総
合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の5号議案は、件数19件、筆数30筆、面積8,868.84㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から19番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号12番について報告する。6月21日に譲受人と代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成元年に設立され、戸建て・アパートの請負建築を行っている。アパート建築の需要増加に伴い、資材の量が増加したため資材置場として利用する計画である。雨水対策としては、自然浸透とする計画である。申請地は作付けはしていないが、現在適切に管理されている。地元の農業委員としては問題ないと考えている。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号12番について、雨水対策は自然浸透だが、大雨の時も大丈夫なのか。」との質問があった。

事務局は「河川課と協議済みであり、大丈夫である。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から19番について農地転用に関する許可基準からみた意見につい

ては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号10番、12番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とし、整理番号10番、12番については条件を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第450回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和3年7月5日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 西 川 利 雄

委 員 小 野 澤 実

委 員 若 海 玄 平
